

第百五十三話 日韓請求権のバランスシートは？

徴用工問題に関する韓国大法院の判決、日本側の輸出管理強化措置、韓国の日韓軍事情報包括保護協定（GSOMIA）を破棄通告と土壇場での凍結決定と日韓の関係悪化が安全保障関係にも波及し、貿易・投資関係も縮小している。有効な解決策が見いだせない状況である。徴用工問題は日韓請求権協定の解釈を韓国が誤断したことが発端である。

本稿では、日韓請求権協定の淵源であるサンフランシスコ平和条約まで遡って考えてみたい。

1 1965(S40)年の請求権協定の概要等

1965年に結ばれた「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」、略称は「韓国との請求権・経済協力協定」ともいう。両国の国交正常化のための「日韓基本条約」とともに結ばれ、日本が韓国に5億ドル（無償3億ドル、有償2億ドル）の経済支援を行うことで、両国及び国民の間での請求権を完全かつ最終的に解決したとする内容である。これに対して、韓国国内において朴正熙政権の屈辱外交で請求権の一部しか貫徹できなかったとの批判や、個人に対する請求権は消滅していないとする大法院の判断等がある。



2 サンフランシスコ講和条約に規定されている日韓の財産、請求権関連事項

大韓民国は、「署名国」としての参加を度々表明し、一時は署名国リストにも掲載されていたが、当時の大韓民国は日本に併合され、大韓民国臨時政府を承認した国も存在せず、また他の亡命政府のような「大韓民国臨時政府」の指揮下にある軍も存在しておらず、日本と交戦していなかったため、招請されなかった。

講和条約2条で韓半島の独立、第4条で、「両国間の財産及び請求権を特別調整する。在韓日本人財産に対し、アメリカのとり措置を承認」とされた。言う迄もなく、日本にも請求権があったのであり、それらを含め日韓間の請求権問題を総合的に調整しようとするものであった。

日本が、終戦時、韓半島に有していた財産総額は、52億ドルを超え、そのうち22億ドルが南朝鮮に存在していた。これらの財産は、米軍が接收し、1948年9月に韓国に移譲された。

韓国は、8項目の「対日賠償要求調書」を作成して要求してきた。在韓日本人財産の取得により韓国の対日請求権はある程度充足されたとしての米国の仲裁意見もあり、日本は請求権主張を撤回した。

8項目の要求事項の細部事項に関する協議は10年間にわたり継続した。韓国側の請求権を具体的に詰めていくと、要求総額7億ドルに対し、認定金額は7000万ドルにならざるを得なかった。韓国側は困惑し、過小な請求権額を経済援助で埋め合わせることで妥結した。然して、1962年11月日韓両首脳が合意したのである。

この5億ドルが後の漢江の奇跡を生んだのである。

3 国際的合意を反故にする愚

国際的合意は、国内最高法規をもオーバーライドするのが近代国際社会の常識である。政権交代の度に国際的合意が覆されるのだとしたら、当該国は国際的孤児にならざるを得ない。自国の最高裁の判断を錦の御旗にするのは理解し難い。

請求権問題は、完全かつ最終的に解決しているのだ。日韓のバランスシートを考えると、韓国にとっては極めて有利な形で終わっていると思うのだが・・・

- * 日韓併合まで遡る向きもあるが、合法的な手続きを経て併合されたものであり、瑕疵はない。併合後は日本国の一部であったのだ。そのことも肝に銘ずべきだと思うのだが、認めたくないのだろう。